意見提出者	個人
1. 項目	不動産登記及び商業登記において、登記の申請を業とすることができる資
	格者代理人(司法書士等)による代理申請の場合における、申請人(会社)
	等当該代理人以外の者の作成にかかる添付情報(ただし、登記申請の添付
	情報として適格な電磁的記録を除く。)の提出義務の緩和及び代替措置
2. 既存の制	現在、不動産登記申請においては、法定の添付情報の提出が求められてい
度・規制等	る。不動産登記法は、添付情報を申請情報と共に併せて送信すべきことを
によってI	求めているが、添付情報が書面で作成されている場合においては、書面で
CT利活用	提出することも認めている(特例方式)。
が阻害され	電子申請を普及させるためには過渡的に必要であった措置ではあるが、こ
ている事	れが却ってそのICT利活用の阻害要因となっている。
例・状況	商業登記においても同様の状況がある。
3. ICT利	不動産登記令附則第5条
活用を阻害	不動産登記規則附則第21条
する制度・	商業登記規則第102条2項ただし書き
規制等の根	
4. ICT利	資格者代理人による電子申請の場合においては、特例方式を廃止すべきで
活用を阻害	ある。しかし、法定の添付情報の多くが書面で作成されている状況から、
する制度・	代替措置として申請代理人である資格者代理人の作成する一定の情報(電
規制等の見	磁的記録)を必要的添付情報とすることで登記の真正を担保し、その根拠
直しの方向	資料である書面については、これの保管義務を資格者代理人に課すことと
性について	すべきである。
の提案	商業登記においても同様。